

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）]

1. 銀行カードローン

- 全国銀行協会が、会員行に対してカードローン業務の改善取組状況等に関するアンケート調査を行い、先日公表した。
- アンケートによれば、広告・宣伝の見直しや、信用保証会社との定期的な情報連携については、多くの銀行が対応を行っている。
- 一方で、年収証明書取得基準や年収債務比率の算出方法といった審査態勢の整備については、対応に時間を要し、実際に変更を実施した銀行は少数に留まる。
- 銀行においては、審査態勢の整備についてもしっかりと検討し実行するとともに、アンケート結果と比較して不足する取組みがあれば、スピード感を持って改善していただきたい。
- 金融庁としては、今後、各行における、カードローン業務の足許の状況や改善に向けた取組状況等の実態把握を進めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

2. 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 官民データ活用推進基本法に基づき閣議決定した官民データ活用推進基本計画においては、重点的に講ずべき施策として、金融分野におけるデータの利活用の推進のほかに、住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進が挙げられている。
- 一部銀行においては、既に該当する取組みを行っているところもあると承知しているが、各行におかれても、積極的にマイナンバーカードを活用した取組みを検討・実施していただきたい。

3. 信用保証制度の見直し

- 信用保証制度の見直しに関連して、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案が本年6月7日に成立した。
- 今般の法改正を踏まえ、金融機関は、保証協会との適切なリスク分担を通じ、中小企業の経営改善や生産性向上に向けた仕組みに取り組むことが期待されているところ。
- いくつかの地域金融機関における信用保証の利用状況を確認したところ、プロパー融資の推進によるリスク分担を進め、経営改善に積極的な関与を進めている金融機関も存在する一方、正常先の高格付け先に対しても信用保証を多く利用するなど、本来信用保証を利用する必要がないと思われる先に対しても信用保証を利用している金融機関も存在。
- こうした実態の背景として、保証協会の表彰制度が保証債務残高等を評価項目としていることや、支店の業績評価項目に保証付き融資残高の増加率等が含まれること等により、信用保証が安易に利用されている可能性があるのではないかと考えられる。
- 金融機関におかれては、信用保証に過度に依存することなく、今般の法改正の趣旨に沿った対応を進めるとともに、同趣旨について現場レベルまでの周知徹底をお願いしたい。

4. 民法改正法の成立

- 民法の一部を改正する法律案等が本年5月26日に成立し、6月2日に公布された。本法改正では、経営者以外の第三者の保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備が行われている。
- 金融庁としては、これまでも監督指針を改正し、金融機関に対し、一定の例外を除き、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立に向けた取組みを促してきたところ。

- 金融機関におかれては、本法改正の趣旨を踏まえ、第三者保証の徴求に当たっては、保証契約の必要性をより一層慎重に検討し、保証契約の締結を必要最低限とするなどの対応が図られるよう、現場レベルまでの周知徹底をお願いしたい。

5. 金利リスクのモニタリング手法の見直し

- 金利リスクのモニタリング手法の見直しについては、国際的にバーゼルⅢの一環として議論がなされてきた。この議論や最近の金利環境を踏まえ、早期警戒制度の下でのモニタリングについて見直しを行うもの。
- 当該見直しの目的は、まず、各金融機関においてリスク計測・リスク管理の高度化に取り組んでいただくことであり、具体的には、金融機関に対して新しい基準による金利リスク量の計測と開示を求めるとともに、対話を通じて、各金融機関のリスクテイクの状況とその影響を総合的に把握し、必要に応じて改善を求める、というもの。
- モニタリングに当たっては、金融庁として、金利リスクテイクの背景には様々な要因があると認識しており、一律の規制ではなく、各金融機関の経営環境やビジネスモデルを踏まえた対話を行いたいと考えている。したがって、債券の一律な売却などにより金利リスクを機械的に削減させるような対応は考えていない。
- 実施時期は国際基準行は 2018 年 3 月から、国内基準行は準備期間を経て 2019 年 3 月からを予定。

(以上)